⑶　受験申込書に記載されている住所を変更したときは、その都度氏名及び受験番号を明らかにして、その旨を届け出ること。

⑷　受験申込書及び履歴書の用紙は、申出により原子力規制委員会原子力安全人材育成センター業務課で交付する。郵送を希望する場合は、申込者の住所・氏名・試験名・部数を記入し、１部の場合120円切手（以下２部は140円、３部は205円）を貼った返信用封筒（Ａ４判封筒）を同封の上、原子力規制委員会原子力安全人材育成センター業務課宛て申し込むこと。

５．試験の合格者の発表　試験の合格者の氏名は、平成27年５月下旬頃に官報で公告し、同時に核燃料取扱主任者免状を本人に送付する。

６．受験申込書等送付先及び問合せ先　原子力規制委員会原子力安全人材育成センター業務課
郵便番号　105―0001　東京都港区虎ノ門４―１―28虎ノ門タワーズオフィス22階　（電話）03―6435―9704　（ＦＡＸ）03―6435―9745

第57回原子炉主任技術者試験筆記試験の施行

第57回原子炉主任技術者試験筆記試験の施行について、原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則（昭和53年総理府令第51号。以下「規則」という。）第４条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年12月19日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

１．筆記試験の日時及び科目

	（午前10時00分から12時30分まで）	（午後１時30分から午後４時まで）
平成27年３月18日（水）	原子炉に関する法令	原子炉理論
平成27年３月19日（木）	原子炉の設計	原子炉の運転制御
平成27年３月20日（金）	原子炉燃料及び原子炉材料	放射線測定及び放射線障害の防止

２．筆記試験の場所　東京セミナー学院（東京三協信用金庫ビル６階）　東京都豊島区西池袋５―４―６

３．受験の申込期間　平成27年１月９日（金）から平成27年１月23日（金）

４．筆記試験の受験手続は、次のとおりとする。

⑴　筆記試験を受けようとする者は、次の書類を提出すること。

イ　受験申込書（規則別記様式第１で定めるもの）

ロ　履歴書（規則別記様式第２で定めるもの）

ハ　戸籍抄本、本籍の記載のある住民票の写し又はこれらに類する書類であって地方公共団体の機関が発行したもの

ニ　顔写真（受験申込前１年以内に脱帽して正面から撮影した縦4.5㎝横3.5㎝のもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）

ホ　規則第２条第３項の規定に該当する者（平成27年３月に修了する見込みの者を含む。）は、認定課程の修了証明書及び修得単位証明書（見込みの者は修了見込証明書及び修得単位見込証明書）

⑵　受験申込書及びその添付書類は、原子力規制委員会原子力安全人材育成センター業務課に直接持参するか、書留郵便（平成27年１月23日（金）必着）をもって提出すること。

なお、修了見込証明書及び修得単位見込証明書を提出した者にあっては、修了証明書及び修得単位証明書を平成27年３月31日（火）までに、直接持参するか、書留郵便（平成27年３月31日（火）必着）をもって提出すること。提出のない場合は、当該受験は無効とする。

⑶　受験申込書に記載されている住所を変更したときは、その都度氏名及び受験番号を明らかにして、その旨を届け出ること。

⑷　受験申込書及び履歴書の用紙は、申出により原子力規制委員会原子力安全人材育成センター業務課で交付する。郵送を希望する場合は、申込者の住所・氏名・試験名・部数を記入し、１部の場合120円切手（以下２部は140円、３部は205円）を貼った返信用封筒（Ａ４判封筒）を同封の上、原子力規制委員会原子力安全人材育成センター業務課宛て申し込むこと。

５．筆記試験の合格者の発表　筆記試験の合格者の氏名は、平成27年５月下旬頃に官報で公告し、同時に筆記試験合格証を本人に送付する。

（備考）　口答試験の施行については、追って官報で公告するが、平成27年８月頃に東京都内で実施する予定である。

６．受験申込書等送付先及び問合せ先　原子力規制委員会原子力安全人材育成センター業務課
郵便番号　105―0001　東京都港区虎ノ門４―１―28虎ノ門タワーズオフィス22階　（電話）03―6435―9704　（ＦＡＸ）03―6435―9745

統　　計

機械受注統計調査報告（平成26年10月）（実績）

内閣府経済社会総合研究所

（調査の概要）

本調査は、機械等製造業者の受注した設備用機械類について、毎月の受注実績を調査したものであり、調査対象は主要機械等製造業者、調査時点は毎月末日である。

昭和62年４月実績より、調査対象社数を202社（うち機械製造業者178社）から308社（同280社）に増加させるとともに、調査内容を拡充した280社ベースの調査に移行した。

平成23年４月調査より、日本標準産業分類の改定（平成19年11月）に準拠して、需要者分類を変更した。なお、公表については季節調整に必要なデータが蓄積されるまでの当分の間、従来の分類と接続可能な移行表章による。この間、新分類による計数は統計表のなかで参考表章する。また、機種分類の「通信機」に含まれていた「携帯電話」を調査対象から外した。

主要需要者別機械受注額

（単位：億円、％）

	平成25年10～12月	平成26年１～３月	４～６月	７～９月	平成26年７月	８　月	９　月	10　月
受注総額	65,764	68,594	78,446	66,785	22,013	21,527	23,246	22,563
	（－0.2）	（4.3）	（14.4）	（－14.9）	（－13.5）	（－2.2）	（8.0）	（－2.9）
	〔15.9〕	〔10.8〕	〔26.9〕	〔0.7〕	〔6.1〕	〔0.4〕	〔－2.4〕	〔－1.4〕
民需	28,822	30,577	27,527	28,930	9,906	8,678	10,346	9,532
	（2.0）	（6.1）	（－10.0）	（5.1）	（16.4）	（－12.4）	（19.2）	（－7.9）
	〔14.0〕	〔18.5〕	〔2.1〕	〔3.5〕	〔7.0〕	〔－8.2〕	〔9.0〕	〔－5.0〕
〃（船舶・電力を除く）	24,442	25,474	22,824	24,110	7,717	8,078	8,316	7,780
	（1.9）	（4.2）	（－10.4）	（5.6）	（3.5）	（4.7）	（2.9）	（－6.4）
	〔13.3〕	〔16.4〕	〔－0.4〕	〔2.4〕	〔1.1〕	〔－3.3〕	〔7.3〕	〔－4.9〕
製造業	9,829	10,213	9,343	10,523	3,639	3,246	3,637	3,438
	（2.0）	（3.9）	（－8.5）	（12.6）	（20.3）	（－10.8）	（12.0）	（－5.5）
	〔14.8〕	〔22.1〕	〔4.1〕	〔10.2〕	〔13.4〕	〔2.5〕	〔13.4〕	〔2.9〕
非製造業（船舶・電力を除く）	15,052	14,898	13,905	13,737	4,250	4,704	4,783	4,426
	（4.9）	（－1.0）	（－6.7）	（－1.2）	（－4.3）	（10.7）	（1.7）	（－7.5）
	〔12.4〕	〔11.8〕	〔－3.1〕	〔－2.7〕	〔－7.4〕	〔－7.0〕	〔3.5〕	〔－10.2〕
官公需	8,135	7,196	9,374	7,708	3,024	2,119	2,565	2,688
	（－11.5）	（－11.5）	（30.3）	（－17.8）	（9.3）	（－29.9）	（21.0）	（4.8）
	〔14.4〕	〔－9.1〕	〔11.8〕	〔－19.7〕	〔6.1〕	〔－22.8〕	〔－28.5〕	〔－5.5〕
外需	25,814	27,499	39,111	28,268	8,169	10,547	9,552	9,109
	（－4.4）	（6.5）	（42.2）	（－27.7）	（－42.6）	（29.1）	（－9.4）	（－4.6）
	〔18.4〕	〔12.8〕	〔61.0〕	〔3.7〕	〔4.4〕	〔14.9〕	〔－4.7〕	〔2.6〕
代理店	3,076	2,833	3,037	3,145	1,065	1,027	1,053	1,117
	（6.7）	（－7.9）	（7.2）	（3.6）	（2.3）	（－3.6）	（2.5）	（6.1）
	〔16.2〕	〔－6.3〕	〔13.0〕	〔9.0〕	〔11.3〕	〔5.3〕	〔10.0〕	〔7.0〕